

可決された議提議案(議員提出条例)

次の条例は、住民本位の立場から政策立案に取り組み、議員から提出された条例です。

●三重県リサイクル製品利用推進条例の一部を改正する条例

「三重県リサイクル製品利用推進条例」は、リサイクル製品の利用を推進し、リサイクル産業の育成を図ることによって、資源が無駄なく繰り返し利用され、環境への負荷が少ない循環型社会に寄与することを目的に、議員提出条例として提出され、平成十三年三月に全会一致で成立したものです。

この条例が施行されてから、三年余りが経過し、県が行うリサイクル製品の認定やリサイクル製品の利用をさらに推進し、県民、市町

村、事業者等にもリサイクル製品の利用を拡大していく必要があります。

そのため、県の責務について所要の改正を行うとともに、県と市町村との協働等、研究開発の支援及び広報啓発に関する規定の整備を行うことにより、リサイクル製品の利用をより一層推進しようとするものです。

●三重県監査委員条例の一部を改正する条例

三重県議会会議規則の一部を改正する規則

可決された意見書

- 社会保障制度の抜本的改革を求める意見書
- 賃金不払残業の解消に関する意見書
- 発達障害児(者)に対する支援促進を求める意見書



議員の辞職

鳥羽市選出の木田久主議員から議員辞職願が提出され、三月二十三日に開催された本会議で許可されました。

なお、三月二十三日現在の会派別議員数は次のとおりとなりました。(欠員三名)

会派		議員数
新政みえ	23人	
自民 無所属・公明議員団	22人	
無門会	2人	
風雲会	1人	

スマトラ沖大地震の被災者へ救済金を寄附

三重県議会は、スマトラ沖大地震による被災者への救済金30万円を日本赤十字社三重県支部に寄附しました。

亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、一日も早い復興を願います。



議会の窓

平成十七年第一回臨時会の日程

五月 十日……………開会
 十三日……………閉会

●問い合わせ窓口

〒514-18570 津市広明町13
 県議会事務局議事課
 TEL 059(224)2869
 FAX 059(224)1961
 Eメール gikaig@pref.mie.jp

●三重県議会ホームページのアドレス

<http://www.pref.mie.jp/GIKAIS/kengi/gikai.htm>



●表紙写真の解説

三重県議会史は、これまでに第四巻まで発行していますが、このたび第五巻を発刊しました。内容は、昭和四二年四月から平成元年三月までを掲載期間とし、県議会の活動状況を中心に取ります。

県民の皆様や多くの方々知っていただけ、第五巻については、県内すべての図書館に配布するとともに、関係機関などにも配布しました。また、三重県議会のホームページにも一部を掲載しております。